

改正

平成28年2月17日告示第24号

令和3年3月24日告示第10号

飯山市協働のもりづくり交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、過疎化、高齢化等により森林の管理が困難となっている地域において森林整備を進めるため、予算の範囲内で交付金を交付することについて、飯山市補助金等交付規則（昭和36年飯山市規則第5号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 森林整備 森林の持つ多様な機能を回復させ、その保全を図るために行う事業をいう。
- (2) 公共的団体 市内に事務所等を有し、公共的活動又は地域の活性化に資する活動を営む構成員が3人以上の団体をいう。
- (3) 下刈り活動 育成しようとする樹木以外の木を切り除く活動をいう。

(交付対象者)

第3条 交付金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、区又は公共的団体とする。

(交付対象森林)

第4条 交付金の交付の対象となる森林（以下「交付対象森林」という。）は、集落に隣接する里山又は交付対象者が所有若しくは管理する森林で0.1ヘクタール以上のまとまりのある森林とする。

(交付対象活動)

第5条 交付金の交付の対象となる活動（以下「交付対象活動」という。）は、交付対象森林の下刈り活動とする。

2 前項の活動を行った者は、次に掲げる活動を交付の対象とすることができる。

- (1) 森林保全活動 間伐、枝打ち、作業路の築造、植林その他森林を保全する活動をいう。

- (2) 木質資源生成活動 薪炭材の生成、間伐材の搬出その他資源として木材を活用する活動をいう。
- (3) 森林病虫害対策活動 森林病虫害の防除、枯損木の伐倒その他森林を保全する活動をいう。
- (4) 林産物生成活動 キノコのコマ打ち、クラフトアートその他林産物を生成する活動をいう。
- (5) 有害鳥獣防除対策活動 野生鳥獣害防除のために必要な活動をいう。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、森林整備に資する活動

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、交付対象事業としない。

- (1) 市が交付する補助金等の交付の対象となる事業
- (2) 国若しくは県の補助金等を受けた事業又は国若しくは県等の外郭団体から助成金を受けた事業
- (3) 分担金及び負担金の支出に限られる事業
- (4) 宗教関連事業、政治関連事業及び公序良俗に反する事業
- (5) 専ら特定の企業、団体及び個人の利益を追求するための事業  
(交付対象経費)

第6条 交付金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、交付対象活動の実施に要する経費から次に掲げる経費及び事業収入の額を控除した額とする。

- (1) 団体若しくは施設の運営費又は役員手当
- (2) 用地取得又は賃借に要する経費及び補償費
- (3) 調査研究に係る委託費
- (4) 食糧費
- (5) 交付対象活動以外に用いる備品の購入費  
(交付金の交付額)

第7条 交付金の交付額は、当該年度に整備する森林面積1ヘクタール当たり20万円以内（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

2 当該年度における一団体の交付金の限度額は50万円とする。

3 第1項の規定により既に交付を受けた交付対象森林については、翌年度以降の交付額は1ヘクタール当たり10万円以内とする。

（事業計画書の提出等）

第8条 交付金の交付を受けようとする者は、規則第3条の規定による申請書の提出に先立ち、別に定める日までに、協働のもりづくり交付金事業計画書（様式第1号）を提出しなければならない

い。

(交付申請書の様式等)

第9条 規則第3条に規定する申請書は、協働のもりづくり交付金交付申請書(様式第2号)によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、協働のもりづくり交付金事業実施計画書(様式第3号)とする。

(交付金の交付条件)

第10条 次に掲げる事項は、交付金の交付の条件とする。

(1) 事業の内容について、次に掲げる変更をしようとするときは、速やかに市長に申請して、その承認を受けること。

ア 事業の実施内容、実施箇所及び事業の主要な内容の変更

イ 交付対象経費の20パーセント以上の変更

(2) 事業が予定の期間内に完了しないとき又は交付申請を取り下げようとするときは、速やかに市長に申請して、その承認を受けること。

(3) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整え、当該帳簿及び証拠書類は、事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(4) 交付対象者は、安全対策について全ての責任を負い、作業に当たっては全ての作業者に対しその傷害を保障する保険に加入させること。

(5) 伐採作業者は、伐木等の業務に係る特別教育を修了したチェーンソー作業者の指導を受け作業を行うこと。

(変更承認申請書等)

第11条 第10条第1号及び第2号に規定する承認申請書は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 事業の内容を変更しようとするとき 協働のもりづくり交付金事業内容変更承認申請書(様式第4号)

(2) 事業が予定の期間内に完了しないとき 協働のもりづくり交付金事業完了期限延長承認申請書(様式第5号)

(3) 交付申請を取り下げようとするとき 協働のもりづくり交付金交付申請取下書(様式第6号)(実績報告書の様式、提出期限)

第12条 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、協働のもりづくり交付金実績報告書(様式第

7号) によるものとする。

- 2 前項に規定する書類の提出期限は、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は交付金の交付決定があった日の属する年度の翌年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(交付金の交付請求)

第13条 交付金の交付を請求しようとするものは、協働のもりづくり交付金交付請求書(様式第8号)を市長に提出するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (令和3年3月24日告示第10号)

この要綱は、告示の日から施行する。



(別紙) (様式第 1 号関係)

協働のもりづくり交付金事業計画書

1 事業名				
2 事業主体				
3 事業期間	事業開始予定日	年	月	日
	事業完了予定日	年	月	日
4 事業の概要	① 事業目的  ② 事業内容  ③ 事業効果			
5 事業費	(単位:円)			
	事業費	内 訳		
	うち交付金 対象経費	交 付 金	事業収入	自己資金
	実 施 内 容	事 業 費	うち交付金 対象経費	
	計			
6 交付金 要望額	円			
7 備 考				

(添付書類)

- ・事業計画図書(位置図、設計図、設計書等)、見積書等
- ・公共的団体等の規約(会則)、構成員名簿、予算書等
- ・その他市長が必要と認める書類

(様式第2号) (第9条関係)

協働のもりづくり交付金交付申請書

年 月 日

飯山市長 あて

住 所  
申請者 名 称  
代表者氏名 印

年度において、協働のもりづくり交付金事業を別紙のとおり実施したいので、交付金を下記のとおり交付してください。

記

金 円

団体名	
担当者名	
電話番号	
E-mail	

(様式第3号) (第9条関係)

協働のもりづくり交付金事業実施計画書

年 月 日

飯山市長                   あて

住           所  
申請者 名       称  
代表者氏名

印

年度において、協働のもりづくり交付金事業を実施したいので、別紙のとおり事業実施計画書を提出します。

申請団体名 (代表者名)	
所在地	
設立年月	
構成員数	
主な取組内容 及び今後の活動	

協働のもりづくり交付金事業実施計画書

1 事業名				
2 事業主体				
3 事業期間	事業開始予定日	年	月	日
	事業完了予定日	年	月	日
4 事業の概要	① 事業目的  ② 事業内容  ③ 事業効果			
5 事業費	(単位:円)			
	事業費		内 訳	
	うち交付金 対象経費	交 付 金	事業収入	自己資金
	実 施 内 容	事 業 費	うち交付金 対象経費	
	計			
6 交付金 要望額	円			
7 備 考				

(添付書類)

- ・事業計画図書 (位置図、設計図、設計書等)、見積書等
- ・公共的団体等の規約 (会則)、構成員名簿、予算書等
- ・その他市長が必要と認める書類

(様式第4号) (第11条関係)

協働のもりづくり交付金事業内容変更承認申請書

年 月 日

飯山市長 あて

住 所  
申請者 名 称  
代表者氏名

印

年 月 日付飯山市指令第 号で交付決定のあった 年度協働のもりづくり交付金事業を下記のとおり変更したいので、承認してください。

記

1 変更の理由

2 変更内容

(単位：円)

区 分	変更内容	事 業 費 内 訳			
		うち交付金 対象経費	市補助金	事業収入	自己資金
当初計画					
変更計画					

(添付書類)

- ・変更事業計画図 (変更内容がわかるもの)
- ・その他市長が必要と認める書類

団 体 名	
担 当 者 名	
電 話 番 号	
E - m a i l	

(様式第5号) (第11条関係)

協働のもりづくり交付金事業完了期限延長承認申請書

年 月 日

飯山市長

あて

住 所  
申請者 名 称  
代表者氏名

印

年 月 日付飯山市指令第 号で交付決定のあった 年度協働のもりづくり  
交付金事業は予定の期間内に完了しないので、下記のとおり完了期限の延長を承認してください。

記

1 予定の期間内に完了しない理由

2 事業の遂行状況等

当初完了 予定年月日	遂行状況			完了予定 年月日	備考
	着工年月日	事業の現況	進捗率(%)		

団体名	
担当者名	
電話番号	
E-mail	

(様式第6号) (第11条関係)

協働のもりづくり交付金交付申請取下書

年 月 日

飯山市長

あて

住 所  
申請者 名 称  
代表者氏名

印

年 月 日付飯山市指令第 号で交付決定のあった 年度協働のもりづくり  
交付金は下記の理由により申請を取下げます。

記

取下げ理由

団体名	
担当者名	
電話番号	
E-mail	

(様式第7号) (第12条関係)

協働のもりづくり交付金事業実績報告書

1 事業名																																			
2 事業主体																																			
3 事業期間	事業開始日 年 月 日 事業完了日 年 月 日																																		
4 事業の概要	① 事業目的  ② 事業内容  ③ 事業効果																																		
5 事業費	(単位：円) <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">事業費</th><th colspan="3">内 訳</th></tr><tr><th>うち交付金 対象経費</th><th>交 付 金</th><th>事業収入</th><th>自己資金</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> <table border="1"><thead><tr><th>実 施 内 容</th><th>事 業 費</th><th>うち交付金 対象経費</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>計</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	事業費	内 訳			うち交付金 対象経費	交 付 金	事業収入	自己資金						実 施 内 容	事 業 費	うち交付金 対象経費																計		
事業費	内 訳																																		
	うち交付金 対象経費	交 付 金	事業収入	自己資金																															
実 施 内 容	事 業 費	うち交付金 対象経費																																	
計																																			
6 交付金 充 当 額	円																																		
7 備 考																																			

(添付書類)

- ・事業計画図 (位置図、設計図、設計書等)
- ・契約書、支出証拠書、写真等事業の完了を証する書類
- ・その他市長が必要と認める書類

(様式第8号) (第13条関係)

協働のもりづくり交付金交付請求書

年 月 日

飯山市長 あて

住 所  
申請者 名 称  
代表者氏名 印

年 月 日付飯山市達(指令)第 号で額の確定があった 年度協働のもりづくり交付金を下記のとおり交付してください。

記

金 円

交付金の振込先口座

金融機関名		支店・支所名	
口座種別	当座・普通	口座番号	
口座名義	(フリガナ) -----		

団体名	
担当者名	
電話番号	
E-mail	